

平成 28 年定例会

環境生活農林水産常任委員会 説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 118 号
「三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案」 ・ 1

◎ 所管事項説明

- 1 「『平成 28 年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について ・ ・ ・ ・ ・ 3
- 2 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について ・ ・ ・ ・ ・ 4
(1) 三重県地方卸売市場
(2) 三重県民の森
(3) 三重県上野森林公園
- 3 「食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書」について ・ ・ ・ ・ ・ 8
- 4 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」に基づき平成 27 年度に実施した施策の実施状況報告について ・ ・ ・ ・ ・ 10
- 5 平成 27 年度鳥獣被害の状況について ・ ・ ・ ・ ・ 12
- 6 三重の森林づくり実施状況（平成 27 年度版）について ・ ・ ・ ・ ・ 14
- 7 みえ森と緑の県民税について ・ ・ ・ ・ ・ 16
- 8 伊勢志摩国立公園のナショナルパーク化に向けて ・ ・ ・ ・ ・ 18
- 9 三重県漁業信用基金協会等の全国合併について ・ ・ ・ ・ ・ 19
- 10 次期漁港漁場整備長期計画（案）について ・ ・ ・ ・ ・ 21
- 11 各種審議会等の審議状況の報告について ・ ・ ・ ・ ・ 22

- 別冊 1 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について
- 別冊 2 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」平成 27 年度実施状況報告（案）
- 別冊 3 みえ森と緑の県民税基金事業実施に対する「評価委員会の評価」及び「評価委員会による総合評価」

平成 28 年 10 月 農林水産部

(議案補充説明)

1 議案第118号「三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

農地法に基づく農地転用許可等について、農地法の一部改正により、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）が、都道府県に代わり農地転用許可等を行うことができるようになりました。三重県においても、津市、松阪市など12市町が、国に対し申請を行い、指定市町村に指定されました。

これに伴い、「三重県の事務処理の特例に関する条例」において移譲していた事務についても指定市町村の事務となることから、「三重県の事務処理の特例に関する条例」を改正するとともに、農地法の一部改正に伴い、規定を整理するものです。

2 条例改正の概要

農地法に基づく農地転用の許可等の事務を処理することとする市町から、平成28年6月1日付けで農地法第4条第1項に規定する指定市町村となった津市、松阪市、鈴鹿市、名張市、鳥羽市、伊賀市、東員町、朝日町、大台町、度会町、大紀町及び南伊勢町を削除します。

3 施行期日

公布の日

※ 平成27年6月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第5次地方分権一括法）により、改正農地法（昭和27年法律第229号）が平成28年4月1日から施行されました。

※ 農地転用許可権限等を行いたい市町は、農林水産大臣に申請を行い、農地転用許可制度等を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの基準を満たす場合には、指定を受けることができます。

農地転用許可に係る権限移譲等について（概要）

- 農地転用許可に係る権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等
 - ・2～4haの農地転用に係る国との協議は廃止
 - ・4ha超の農地転用に係る権限は、国との協議を付した上で、都道府県（下記の指定市町村にあっては指定市町村）に移譲
 - ・農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしている農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲

		改正前		改正後		
許可権者	(農地転用面積)	4ha 超	国	4ha 超	都道府県 (国協議)	指定市町村 (国協議)
		4ha 以下 2ha 超	都道府県 (国協議)	4ha 以下	都道府県	指定市町村
		2ha 以下	都道府県	事務処理特例による移譲 市町	2ha 以下	事務処理特例による移譲 市町

(1)『平成28年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答について

【環境生活農林水産常任委員会】

第2編(第二次行動計画の取組)

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
153	豊かな自然環境の保全と活用	農林水産部	太陽光パネルの設置など、再生可能エネルギーの取組を実施する事業者に対して適切な指導等を行い、自然環境損壊の抑制に資するものとしていただきたい。	本年3月、自然環境保全条例の規則を改正し、設置面積が1haを超える太陽光発電施設について、開発行為に係る届出を事業者に義務付けたところです。 今後は、この制度の内容を事業者等へ広く周知するとともに、開発行為が、自然環境や希少野生動植物に配慮したものとなるよう、適切に指導してまいります。
312	農業の振興	農林水産部	農地中間管理事業により、担い手への農地集積・集約化が進められているところであるが、今年度、制度の改正があった中で、耕作放棄地が増えることのないよう、さらなる農業振興を図られたい。	制度の改正により混乱が生じないように、地域機関ごとに設置した農地中間管理事業の推進チームにおいて、引き続き、地域の話し合いを丁寧に進めるとともに、中山間地域等直接支払事業など、国の各種制度も有効に活用し、耕作放棄地の発生抑制に努めてまいります。
313	林業の振興と森林づくり	農林水産部	林業の振興に向けて、県産材の販路開拓や木質バイオマス発電所への木質チップ原料の安定供給などを進める必要があることから、他府県の優良事例などを参考に先進的な取組にチャレンジしていただきたい。	林業の振興には、A材(建築用材)、B材(合板用材)、C材(木質チップ原料)それぞれの需要を確保しつつ、生産性の向上に取り組み必要があります。 引き続き、他府県の優良事例等も参考にしながら、低コスト造林や基盤整備など林業の収益性向上に向けた取組、木材流通の合理化、CLTの普及や県産材の輸出促進など、川上、川中、川下の対策を総合的に進めてまいります。
314	水産業の振興	農林水産部	近年、三重県沿岸での開発や気候変動の影響等により、伊勢湾内のアサリが激減している状況をふまえ、貝類などの水産資源を増殖させるために、干潟の再生・保全の取組をさらに進められたい。	干潟は、水産動植物の生息場や漁場環境の自然浄化機能などを有しているものの、開発・埋立などによる減少で機能が低下しています。 このため、多様な主体による干潟保全の取組を支援するとともに、アサリなど水産資源の増殖に向け、「伊勢湾アサリ復活プロジェクト推進事業」により干潟の再生を推進してまいります。

(2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

1 管理状況の県議会への報告（平成27年度分）

指定管理者制度に関する取扱要綱に基づき、指定管理者が行う前年度分の施設の管理状況等を報告する必要があるため、農林水産部が指定管理者に管理を行わせる施設の平成27年度に係る管理状況報告を行うものです。

2 農林水産部における指定管理者制度の状況

農林水産部が指定管理者に管理を行わせた施設は次の3施設です。

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県地方卸売市場	みえ中央市場マネジメント株式会社	平成26年4月1日～ 平成31年3月31日
三重県民の森	特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
三重県上野森林公園	伊賀森林組合	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日

3 評価基準

(1) 指定管理者の自己評価の基準

①管理業務の実施状況の評価区分

評価区分「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

評価区分「B」 → 業務計画を順調に実施している。

評価区分「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。

評価区分「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

②施設の利用状況の評価区分

評価区分「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

評価区分「B」 → 当初の目標を達成している。

評価区分「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。

評価区分「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

③成果目標及びその実績の評価区分

評価区分「A」 → 成果目標を全て達成し、特に優れた実績を上げている。

評価区分「B」 → 成果目標を達成している。

評価区分「C」 → 成果目標を十分には達成できていない。

評価区分「D」 → 成果目標を達成できず、大きな改善を要する。

(2) 県の評価基準

評価区分「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

評価区分「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

評価区分「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成27年度分> (概要)

施設の名称	三重県地方卸売市場			
指定管理者	みえ中央市場マネジメント株式会社			
指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日			
業務の内容	1 市場事業の実施に関する業務 2 市場内での業務の承認等に関する業務 3 施設の利用の許可等に関する業務 4 利用料金の收受等に関する業務 5 施設の維持管理等に関する業務 6 その他県が市場の管理運営上必要と認める業務			
成果目標	施設利用面積比率(平均) 90%以上 市場の交流人口(年間延べ数) 30,000人以上 関連商品売場棟への入場者数(年間) 12,000人以上(指定管理者が設定した目標) 市場ブランド商品開発数(5年間) 5点(指定管理者が設定した目標) 市場からのごみ排出量(5年間) 50%減少(指定管理者が設定した目標)			
成果目標に対する実績(平成27年度)	施設利用面積比率(平均) 91.7% 市場の交流人口(年間延べ数) 21,114人 関連商品売場棟への入場者数(年間) 7,760人 市場ブランド商品開発数(5年間) 10点 市場からのごみ排出量(5年間) 67.9%減少			
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H26	H27	H26	H27
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	C	C		
県の総括的な評価	<p>①市場施設の利用許可及び市場内での営業承認等に関する業務及び施設の維持管理等に関する業務については、条例・規則・基本協定書や指定管理者が作成した各種要領、マニュアル等に基づき、公正・公平で、かつ迅速な事務処理が行われた。</p> <p>②電気設備、給排水設備、汚水処理施設等重要施設の保守点検委託、小規模修繕工事についても場内事業者から要望があった工事のうち、緊急性のあるものから積極的に実施し、適正に施設の維持管理を行った。</p> <p>③市場の運営にあたっては、徹底したコスト管理を行って場内事業者からの利用料金収入等の範囲内で実施しており、県からの指定管理料を必要とせず、健全な経営が図られた。</p> <p>④清潔な市場づくりに向けて、市場活性化委員会で卸売場棟の全面禁煙を実施した。また、ごみ減量作戦本部での取組の結果、ごみの排出量削減を達成した。</p> <p>⑤施設利用料金の軽減により既存事業者の経営安定を図るとともに、遊休施設の利用や外部からの新規入居を促進し、施設利用面積比率の平均は、目標を達成した。</p> <p>⑥一般消費者を対象とした「いちば大学」の開講や旬の食材等の情報発信、「にぎわい市場デー」の開催内容を工夫するなど交流人口の増加に取り組んだが、成果目標の達成までには至らなかった。</p> <p>⑦成果目標5つのうち、「市場の交流人口を年間延べ30,000人」、「関連商品売場棟への入場者数を年間12,000人」が達成されていないので、これまでの取組における効果検証とあわせて、SNSを活用した市場の魅力の情報発信をすることや継続的に来場する一般消費者が増える仕掛けを「にぎわい市場デー」に組み込むなど、交流人口及び入場者数の増加に向けた取組を行う必要がある。</p>			

※県の評価について

管理業務の実施状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成27年度分> (概要)

施設の名称	三重県民の森			
指定管理者	特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター			
指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日			
業務の内容	1 県民の森の森林、植物等の管理に関する業務 2 県民の森の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 3 県民の森の施設、設備の利用に関する業務 4 自然体験型イベントの実施に関する業務 5 ホームページ等による県民の森内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 6 生物多様性の保全に配慮した取り組みに関する業務 7 その他県民の森の管理上必要と認める業務			
成果目標	年間の施設利用者数	120,000人以上	施設利用者の満足度	80%以上
	自然体験型イベント参加者の満足度	92%以上		
成果目標に対する実績 (平成27年度)	年間の施設利用者数	145,657人	施設利用者の満足度	88.6%
	自然体験型イベント参加者の満足度	94.4%		
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H26	H27	H26	H27
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	A		
3 成果目標及びその実績	A	B		
県の総括的な評価	①成果目標については、施設利用者数(120,000人)、施設利用者の満足度(80%)、自然体験型イベント参加者の満足度(92%)の全ての指標で目標を達成している。 ②森林・植栽木、芝生等の植物管理を適正に実施し、遊具を含めた利用施設についても、遊具の点検、保守点検、日常点検や清掃を適正に実施しており、利用者が安全で快適に利用できる環境を整えている。 ③年間の施設利用者数は、ホームページ等による広報や多くのイベントを実施した結果、増加した。また、リピーターの増加も成果達成の要因である。 ④イベントについては、観察会等の自然体験型イベントやものづくり、展示会等も含めて、目標を大幅に上回る124回開催しており、積極的に自然とふれあう場を提供している。 ⑤施設利用者の満足度については目標を達成しているが、26年度と比べると4ポイント下がっている。これは老朽化した遊具について使用中止の措置を取っていたことが大きな要因と考えられる。今年度県において修繕を行った。 ⑥公園ボランティアの「モリメイト」と協働で植物(キンラン、ササユリ)の保護活動を実施し、動物(野鳥、昆虫、小動物)への影響も含めた生態系に配慮した管理を行っている。 ⑦業務執行体制については、事務分担・責任の所在を明確にするとともに、担当者を本所に2名、現地管理事務所に4名配置している。また、危機管理に関しても、マニュアルを作成し、自然災害や公園内での事故対応及び報告体制を平日・休日ともに整備し、適切に対応している。 ⑧利用者のニーズにあった公園管理を適切に実施したことにより、平成27年度においても26年度に続き全ての目標を達成し、森林、環境学習のための利用者の増加や、より良いサービスの提供につながれたと考える。今後も引き続き、安全・安心な公園を維持するための取組が必要である。			

※県の評価について

管理業務の実施状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成27年度分> (概要)

施設の名称	三重県上野森林公園			
指定管理者	伊賀森林組合			
指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日			
業務の内容	1 森林公園の森林、植物等の管理に関する業務 2 森林公園の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 3 森林公園の施設、設備の利用に関する業務 4 自然体験型のイベントの実施に関する業務 5 ホームページ等による森林公園内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 6 生物多様性の保全に配慮した取組に関する業務 7 その他の森林公園の管理上必要と認める業務			
成果目標	年間の施設利用者数 73,000人以上 施設利用者の満足度 80%以上 自然体験型イベント参加者の満足度 92%以上			
成果目標に対する実績 (平成27年度)	年間の施設利用者数 84,278人 施設利用者の満足度 92.6% 自然体験型イベント参加者の満足度 92.6%			
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H26	H27	H26	H27
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	C	A		
県の総括的な評価	①成果目標については、年間の施設利用者目標数(73,000人)、施設利用者の満足度(80%)及び自然体験型イベント参加者の満足度(92%)のすべての指標で目標を達成している。 ②森林・植栽木、芝生等の植物管理を適正に実施しており、利用施設についても保守点検、日常点検や清掃を適正に実施して利用者が安全で快適に利用できる環境を整えている。 ③森林公園利用のために、ホームページ、地域情報誌や新聞等のマスコミを活用した情報発信を積極的に行っている。 ④イベントについては、観察会等の自然体験型イベントやものづくり、展示会等も含めて36回開催しており、積極的に自然とふれあう場を提供している。 ⑤公園ボランティアの「モリメイト」との協働で森林の整備を実施し、動物(野鳥、昆虫、小動物)への影響も含めた生態系に配慮した管理を行っている。 ⑥業務執行体制については、事務分担・責任の所在を明確にするとともに、森林公園管理事務所に所長1名、森林組合職員1名、嘱託員4名を配置している。また、危機管理に関しても、マニュアルを作成し、自然災害や公園内での事故対応及び報告体制を平日・休日ともに整備し、適切に対応している。 ⑦利用者のニーズにあった公園管理を適切に実施したことにより、平成26年度は達成できなかった施設利用者の満足度を含め、すべての目標を達成し、森林、環境学習のための利用者の増加や、より良いサービスの提供につながれたと考える。今後も引き続き、安全・安心な公園を維持するための取組が必要である。			

※県の評価について

管理業務の実施状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

(3)食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書について

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書は、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」(以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告し、公表することとされています。

年次報告書(平成27年度版)の概要

1 平成27年度における食の安全・安心に関する情勢

4月から、食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示に関する規定を統合した食品表示法が施行されたことに伴い、7月に、条例ならびに「三重県食の安全・安心確保基本方針」の一部改正等を行いました。

6月には、伊勢志摩サミット開催決定に伴い、食品関係施設等への重点的な監視指導等、安全な食材、食品を提供する体制整備に取り組みました。

食の安全・安心に関わる事項としては、他県の産業廃棄物処理業者による、廃棄食品の不正流通事案が発生したため、該当の食品が流通している飲食店への立入調査を行い、健康被害がないことを確認するとともに、小売店を対象に緊急監視を実施しました。

また、県内事業者によるシジミ等の不適正表示事案が発生したため、不適正表示を行った業者に対し、改善指示を行い、公表しました。

食中毒の発生件数5件、患者数62人、条例に基づく自主回収の報告は14件でした。

2 平成27年度に実施した施策

基本的方向ごとの主な取組状況と課題、今後の方向については次のとおりです。

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

【施策の実施状況】

- ① 農薬、肥料、飼料、動物および水産用医薬品の製造事業者、販売事業者、生産者への立入検査、指導等を行いました。
- ② 食中毒発生防止対策の強化や、伊勢志摩サミットおよび関連イベントにおける食品による事故防止等を重点監視指導項目として、施設ランクに応じた監視指導を行いました。
- ③ 食品関連事業者団体と連携し、表示制度の周知や監視指導を行いました。
- ④ 県内米穀取扱事業者に対する立入調査、科学的検査を実施しました。

【今後の対応】

ポスト伊勢志摩サミット等の取組により、来県者及び県産食材の提供機会の増加が見込まれることから、観光地における食品衛生対策、食品関連事業者等への計画的な監視指導や検査、自主点検の促進、食品表示の適正化等に引き続き取り組んでいきます。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

【施策の実施状況】

- ① 事業者のコンプライアンス意識を向上させるため、コンプライアンスチェックリストの配布およびコンプライアンス研修を実施しました。
- ② 「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP(農業生産工程管理)の導入支援および県民や生産者への理解促進を図りました。

- ③ 伊勢茶GAP等の導入支援を行い、伊勢茶トレーサビリティシステムを開発しました。
- ④ 畜産物等の品質確保のため、マニュアル等に基づく適正な管理等を推進しました。
- ⑤ 「三重県食品の自主衛生管理認定制度」に取り組む施設が172施設(4増)となりました。

【今後の対応】

伊勢志摩サミットで高まった食品関連事業者等の自主衛生管理に取り組む機運を継続させるため、自主管理制度の推進やコンプライアンス意識の向上につながる情報提供、研修会の開催等を実施していきます。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

【施策の実施状況】

- ① 県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め、判断、選択を行えるようホームページ、県政だより等で情報提供を行うとともに、出前トーク等を開催しました。
- ② 大学生と共同で若い世代の食への関心事や効果的な啓発手段を検討し、その成果を県内で配布されている食育情報誌上にて発表しました。
- ③ 子どもたちが望ましい食習慣を実践できるよう、学校で食育推進講習会を開催するとともに、地場産物を使ったメニューコンクールを実施し、保護者等への啓発を行いました。

【今後の対応】

伊勢志摩サミットを契機として、県民の食への関心が高まっているこの機会を生かし、食品関連事業者等の食の安全・安心確保のための取組や、地域の地産地消・食育の取組の情報および学習機会の提供を、関係団体等と連携して積極的に実施していきます。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携等による県民運動の展開

【施策の実施状況】

- ① 専門知識向上のため、食品関連事業者に講習会を開催するとともに、三重県農薬管理指導士や魚食普及のための三重県魚食リーダー等の人材育成を行いました。
- ② 消費者、事業者、行政が意見交換を行うリスクコミュニケーションを開催しました。
- ③ 事業者、関係団体の協力のもと、「食の安全・安心ミニ情報」を広報誌等に掲載し、食の安全・安心に関するPRを行いました。

【今後の対応】

食の安全・安心確保に主体的に取り組む人材等を育成するとともに、関連情報を提供することにより、各主体の活動の拡大を図り、県民がさまざまな主体と連携して、食の安全・安心確保を図る県民運動につなげていけるよう取り組んでいきます。

(4) 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」 に基づき平成 27 年度に実施した施策の実施状況報告について

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」に基づく施策等の実施状況については、平成 22 年 12 月に制定した「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第 9 条第 5 項の規定に基づき、毎年 1 回、公表することとされています。

平成 27 年度実施状況報告の概要

1 基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

目標項目	目標	実績
食料自給率（カロリーベース）（26 年度）	46%	43%
水田利用率	96%	95.2%
新たな視点の産地展開に挑戦する園芸産地増加数（累計）	20 産地	20 産地
近隣府県の畜産産出額に占める割合（26 年度）	14.1%	15.4%
GAP、土づくり、投入資源の効率利用を総合的に進める産地の割合	60%	61.8%

(1) 平成 27 年度の取組状況

米の需給調整の強化に伴い、水稻作付面積については前年に比べ 1,200ha 減少したものの、麦、大豆、及び飼料用米の生産振興に取り組み、麦（360ha 増）、大豆（230ha 増）、飼料用米（726ha 増）で作付が拡大し、「食料自給率」及び「水田利用率」は昨年より向上しましたが、目標達成には至りませんでした。

また、新たな加工・業務用野菜産地の育成（16ha）や果樹及び牛肉の輸出促進、みえの安全・安心農業の導入支援などに取り組みました。

(2) 今後の取組方向

引き続き、需要に応じた水田農業の推進や、野菜・果樹のリーディング産地の育成、畜産業の成長産業化などに取り組むとともに、伊勢志摩サミットのレガシーを生かした国内外販路拡大の促進や産地力強化、畜産経営の競争力強化などに取り組みます。

2 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立

目標項目	目標	実績
農業経営体数（認定農業者、集落営農組織等）	2,610 経営体	2,377 経営体
地域活性化プラン策定数（累計）	250 プラン	264 プラン
持続的な営農の仕組みを有する集落の割合	48.0%	45.9%
新規就農者数	110 人	130 人
基盤整備済み農地における担い手への集積率	50.0%	53.1%
農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数（累計）	100 件	100 件

(1) 平成 27 年度の取組状況

関係機関と連携したきめ細かな普及指導などにより新たな認定農業者は増加しているものの、農業者の高齢化が進む条件不利地域における集落営農組織数の伸び悩み等により、「農業経営体数」及び「持続的な営農の仕組みを有する集落の割合」は未達成となりました。

また、地域の特性を生かした農業・農村の活性化や新規就農者の確保・育成、農業生産基盤の整備、農畜産技術の研究開発などの取組を着実に進めました。

(2) 今後の取組方向

農業者の高齢化が進展するなかで、経営発展に向けたチャレンジに取り組む経営体の育成や地域農業をビジネス感覚をもって担う人材の育成などにより、次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成に取り組みます。

3 基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持発揮

目標項目	目標	実績
農山漁村地域の交流人口（26年度）	5,370千人	4,974千人
生活環境を整備する農山漁村集落数（累計）	18集落	18集落
野生鳥獣による農業被害金額（26年度）	378百万円	289百万円
「いなかビジネス」の取組数	170件	170件
農村の資源保全活動対象集落数	500集落	916集落

(1) 平成27年度の取組状況

農山漁村地域の交流人口については、交流施設等を対象とした専門研修などにより、取組の質的向上を促進した結果、2年連続で増加したものの、目標の達成には至りませんでした。

また、獣害対策として、地域における捕獲力強化や獣肉等の利活用の推進等に取り組むなど、獣害につよい農村づくりを進めるとともに、農山漁村の生活環境改善や地域資源を生かした新たな経済活動の創出等に取り組みました。

(2) 今後の取組方向

交流人口の増加に向け、アウトドア関連企業等との連携による大都市圏へのPRの強化などにより、豊かな自然を生かした交流の促進に取り組みます。また、農山漁村の魅力にふれる機会や雇用の場の創出に取り組み、若者等の農山漁村への移住、さらには定住につなげていきます。

4 基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

目標項目	目標	実績
県産品に対する消費者満足度	40.0%	24.9%
農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数（累計）	25件	47件
大都市圏等への販路拡大をめざす事業者の売上げ伸び率（H23基準）	110	113
企業との連携による食育等のPR回数	8回	10回

(1) 平成27年度の取組状況

食育や地産地消等の促進に取り組んできたなか、県産品に対する消費者満足度（「満足している」）については未達成となりましたが、「どちらかといえば満足している」も含めると、県産品に満足していると回答した消費者の割合は約9割となり、着実に伸びています。

また、伊勢志摩サミット統一マーク商品の開発など、企業との連携により農林水産資源を高付加価値化する取組や国内外における販路開拓に対する支援、6次産業化の推進等に取り組みました。

(2) 今後の取組方向

引き続き、農林水産資源を活用した新商品の開発を進めるとともに、産学官との連携により新たな価値を創出していける人材の育成に取り組みます。また、伊勢志摩サミットのレガシーを生かし、県産農産物の魅力発信等に取り組みます。

なお、詳細は別冊2のとおりです。

(5) 平成 27 年度鳥獣被害の状況について

1 平成 27 年度被害等の状況

(1) 農林水産被害金額

平成 27 年度の野生鳥獣による農林水産被害金額は、前年度より約 4 千万円減少し、約 5 億 1 千 7 百万円となり、平成 28 年度目標（5 億 3 千 3 百万円以下）を達成しました。また、農業、林業及び水産業の全ての業種において前年度より減少しました。

被害金額が減少した要因としては、農業では、集落ぐるみの被害対策の取組や侵入防止柵の整備が一定の効果をあげたこと、野生獣の捕獲頭数が増加したことが挙げられます。なかでも、ニホンザルについては、前年度に比べ 3 千 2 百万円の減少となりました。林業においては、侵入防止柵の整備が一定の効果をあげたこと、水産業においては、内水面漁協が花火、かかし、糸張り等による防除を実施したことなどが要因と考えられます。

(2) 野生鳥獣の捕獲数

平成 27 年度のイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの 3 獣種の捕獲頭数は、前年度を約 5 千 3 百頭上回る約 3 万 9 千頭となり、捕獲が進みました。特に、有害捕獲許可による捕獲数が大きく伸びています。

また、カワウの捕獲数については、前年度並みの 636 羽でした。

2 今後の対応

農林水産被害金額については、減少しているものの、集落代表者アンケート結果からは、住民の方が「獣害が減少した」と感じられるまでには至っていません。そのため、関係機関と連携し、今後も重点的に獣害対策に取り組んでいきます。

(農業)

引き続き、獣害につよい集落づくりの取組を進めることに加え、捕獲力の強化に向けて、市町が策定する捕獲促進プランの推進に取り組むとともに、市町等との役割分担を明確にし、県による捕獲等事業を実施します。

これまで被害の大きかったニホンザル被害については、ICTを活用した大量捕獲による個体数調整と、地域住民の追い払いによる対策が効果を発揮してきており、今後、ニホンザル被害の大きい市町に対し、適正な頭数管理計画に基づいた大量捕獲等の提案や技術的な支援を実施し、被害減少を図っていきます。

(林業)

シカ被害が森林所有者の再造林意欲を大きく減退させていることから、侵入防止柵の整備による植栽木等の保護を進めるとともに、被害が深刻な地域においては、国、県、市町、猟友会及び林業事業体等で構成する地域協議会

を立ち上げ、新たな造林地において重点的な捕獲の実施を計画しています。

また、林業研究所において、植栽地での効率的なシカ捕獲手法の実証研究や、森林生態系の健全度評価及び被害マップ作成に向けた調査を進めていきます。

(水産業)

内水面漁協が行う銃器による捕獲等を支援するとともに、カワウ対策について情報収集等を行い、内水面漁協を対象とした研修会等において、その情報を提供していきます。

(次期鳥獣保護管理事業計画)

さらに、これらの状況等を、今年度末までに策定する第12次鳥獣保護管理事業計画（平成29年度～33年度）および第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）に反映させ、生息数管理と被害軽減を図っていきます。

(6) 三重の森林づくり実施状況（平成27年度版）について

三重のもりづくりについての基本的な計画（三重の森林づくり基本計画）に基づく施策の実施状況について、「三重の森林づくり条例」の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表することとしています。

実施状況の概要

1 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

指標	民有林の間伐実施面積（平成18年度からの累計）
目標	平成27年度 84,000ha（単年度目標 9,000ha）
実績	平成27年度 75,894ha（単年度実績 5,196ha）

(1) 平成27年度の取組

間伐を推進するため、施業の集約化や路網整備、高性能林業機械の導入など、搬出間伐の効率化・低コスト化を進めるとともに、造林事業に加え非公共事業を有効に活用すること等により、昨年度の実績を上回る5,196haの間伐が実施され、平成18年度からの累計は75,894haとなりましたが、目標を達成することはできませんでした。

(2) 平成28年度の取組

森林資源の有効活用を図るとともに、森林の適切な整備及び保全を進めるため、引き続き、搬出間伐の効率化・低コスト化を進めるとともに、造林補助事業の標準単価の見直しなど、効率的な事業の実施を行うことで間伐面積の拡大に努めます。

2 基本方針2 林業の持続的発展

指標	県産材（スギ・ヒノキ）素材生産量
目標	平成27年度 402千 m^3
実績	平成27年度 303千 m^3

(1) 平成27年度の取組

主伐後の再造林及び育林の経費を低減する低コスト造林や、木材流通の合理化と安定供給体制づくり、建築用材や内装材としての県産材の需要拡大など、川上・川中・川下の一体的な取組を進めてきました。また、木質バイオマス需要の拡大により、バイオマスの供給量は前年比165%と大きく増加しましたが、素材生産量の実績は303千 m^3 と目標を達成することができませんでした。

(2) 平成28年度の取組

林業及び木材生産活動を活性化するため、低コスト造林の推進や、路網整備・高性能林業機械の導入等による生産性の向上、木材流通の合理化と安定供給体制づくりに引き続き取り組むほか、川上の生産者等と建築士・工務店・製材業者等の連携による6次産業的なネットワークを構築し、「顔の見える家づくり」を進めます。

さらに、木質バイオマス需要に対応するため、山から搬出される木材を梢から根本までフル活用できるシステムを構築するなど、供給量の拡大に向けた取組を進めます。

3 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

指標	森林文化・森林環境教育指導者数及び活動回数		
目標	平成27年度	指導者数 650人	活動回数 2,000回
実績	平成27年度	638人	2,045回

(1) 平成27年度の取組

森林環境教育や木育、森づくり活動を効果的に広めるため、指導者育成講座(基礎研修、スキルアップ研修)などを開催し、指導者の育成に努めましたが、指導者数は638人と目標を達成することができませんでした。

また、三重県民の森や上野森林公園での自然観察会の開催、みえ森と緑の県民税を活用した、市町による学校や地域での森林環境教育、未就学児や低学年の児童を対象とした木育に取り組んだ結果、活動回数は目標を上回る2,045回となりました。

(2) 平成28年度の取組

森林環境教育や木育、森づくり活動を県内全域に拡大するため、これらの活動の指導者を育成するとともに、総合窓口として新たに開設した「みえ森づくりサポートセンター」において、学校等からの各種相談対応、活動のコーディネート、関係機関とのネットワークの構築などに取り組めます。

4 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

指標	森林づくりへの参加者数	
目標	平成27年度	30,000人
実績	平成27年度	38,778人

(1) 平成27年度の取組

関係団体や企業等と連携して南伊勢町において県民参加の植樹祭を開催したほか、三重県民の森や上野森林公園での自然観察会の開催、企業の森活動の推進などにより、実績は38,778人となり目標を上回りました。

(2) 平成28年度の取組

森林づくりへの理解を深めるため、森林や木とふれあうイベントや県民参加の植樹祭を開催するほか、森林づくりに関心のある企業等への必要な情報提供及び技術支援、森林ボランティアを対象とした研修会の実施など、多様な主体による森林づくりを支援することで、森林づくりへの県民参画を推進していきます。

(7) みえ森と緑の県民税について

1 平成27年度みえ森と緑の県民税基金事業の取組

基金事業では、「災害に強い森林づくり」と「森林を支える社会づくり」を柱として、5つの対策を進めています。

(1) 「土砂や流木を出さない森林づくり」

流木の発生や土砂の流出を抑制する森林の整備、治山施設などに異常堆積した土砂・流木の撤去を、伊賀市、熊野市などで実施しました。

(2) 「暮らしに身近な森林づくり」

荒廃した里山や竹林の整備、道路沿いなどで倒木などの恐れがある樹木の伐採を、松阪市、南伊勢町などで実施しました。

(3) 「森を育む人づくり」

地域の住民を対象とした森林環境教育や子どものころから木に親しむ木育、また、これら地域活動を担う人材の育成を県のほか、南伊勢町、伊賀市などで実施しました。

(4) 「木の薫る空間づくり」

公共施設などへの木製品の設置や県産材の利用の取組を津市、熊野市などで実施しました。

(5) 「地域の身近な水や緑の環境づくり」

地域住民による森林公園等の整備や登山道の整備を名張市、度会町などで実施しました。

2 評価委員会による「評価」と「総合評価」の概要

(1) 評価の視点および方法

平成28年7月15日、8月23日に開催した評価委員会において、事業ごとに有効性、効率性、公益性の3つの視点から以下の4段階の「評価」を行いました。

- A：(取組が優れているもの)
- B：(取組の継続が妥当なもの)
- C：(継続は妥当であるが、さらに工夫が必要なもの)
- D：(取組に改善が必要なもの)

また、「総合評価」として、総括的な意見をいただきました。

(2) 評価結果(別冊3参照)

平成27年度に実施した事業は、全て「B」評価となり、また、「総合評価」でいただいた主な意見は次のとおりでした。

- ・県内に幅広く事業効果が行き届いており、今後も必要な事業である。
- ・税を活用して実施したことの説明が十分でない事業が見受けられるため、事業の目的・効果について周知することが必要。
- ・事業実施による県民意識の変化を定量的に把握することが必要。
- ・継続的に事業効果を確認するほか、効果的に税事業を実施するため、市町との継続的な意見交換の実施や、基金事業の運用改善に努めることが必要。

3 今後の対応について

引き続き、みえ森と緑の県民税基金事業について、評価委員会の評価等を十分に踏まえて、市町と継続的に情報共有を行うなど、効果が確実に発揮されるよう取り組みます。

また、事業成果の周知に関しては、市町に対して啓発物品の提供や具体的なアドバイスを行うとともに、e モニターにより県民の意識変化を把握し、効果的な取組を進めることで、県民の理解促進に努めます。

(8) 伊勢志摩国立公園のナショナルパーク化に向けて

1 国立公園のナショナルパーク化について

政府が設置した「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」により、平成28年3月に策定された観光ビジョンでは、インバウンドの拡大に向け、国立公園を世界水準のナショナルパークにしていくことが盛り込まれました。

こうした中、環境省は、ナショナルパーク化を進めるため、国立公園満喫プロジェクトの先導的モデルとして、全国で8か所の国立公園を選定し、伊勢志摩国立公園もその一つに選定されたところです。

先導的モデルに選定された国立公園では、各々が平成28年内に策定する「ステップアッププログラム 2020」に基づき、訪日外国人の国立公園利用者数を、2020年までに1,000万人とすることを目指して取り組んでいくこととしています。

2 伊勢志摩国立公園満喫プロジェクトについて

(1) 地域協議会の設立等

「ステップアッププログラム」の策定に向け、関係市町や観光関連団体、交通事業者、環境省、県などを構成員とした「伊勢志摩国立公園地域協議会」を9月11日に設立し、検討を開始しました。

また、同日、キックオフシンポジウムとして基調講演や地域で活躍されている皆さんによるパネルディスカッションを開催し、参加者全員がナショナルパーク化に向けて熱い思いを共有したところです。

(2) ステップアッププログラムの策定に向けて

地域協議会が中心となって年内に策定する「ステップアッププログラム」には、伊勢志摩サミットにより高まった伊勢志摩国立公園の知名度などを生かしながら、ビューポイントの整備、景観計画等による景観保全、多様な主体による自然環境の整備、エコツーリズムの推進、Wi-Fi無料アクセスポイントの設置等の情報基盤の整備、豊かな自然を次代に継承していくための人材育成などの計画を盛り込んでいきたいと考えています。

3 今後の取組方針

今後は、「ステップアッププログラム」に基づき、地域の皆さんや地元活動団体、企業等と連携して、さまざまな取組を展開していきます。

また、本年11月に指定70周年を迎える伊勢志摩国立公園が、自然・歴史・文化などをまるごと体感できる世界を魅了するナショナルパークとして、多くの人が集い、交流が拡大していくよう取り組んでいきます。

(9) 三重県漁業信用基金協会等の全国合併について

1 現状と課題

漁業信用基金協会は、中小漁業者等の信用力を補完し、漁業金融の円滑化を図る役割を担っており、現在、全国には都道府県を区域とする41協会と業種別協会1協会の42協会が設立されています。

本県においては、三重県漁業信用基金協会（以下「県基金協会」という。）が、漁業者、漁協、市町及び県の出資のもと、保証料と出資金の運用益等で業務を行っています。

なお、県基金協会に対する県の出資は、4億2千9百万円（出資率39.7%）となっており、県基金協会は県の外郭団体となっています。

水産業を取り巻く情勢が年々厳しくなる中で、漁業者の設備投資の減少などにより全国の協会の保証引受額が減少しており、財務基盤の安定化と大災害にも対応できる組織体制づくりが求められています。

2 合併に向けた経緯

こうした中、水産庁等から広域合併の提案を受けた県基金協会が、出資者に対し新たな合併協会にかかる説明を行い、平成29年4月の「全国漁業信用基金協会」の設立・参加が認められたところです。

なお、今回の合併には、三重県・北海道・静岡県など全国の19協会が参加するとともに、新設合併協会は、合併に参加する協会から出資金等の一切の資産、負債、権利義務を引き継ぐ「包括継承」を受ける予定です。

3 合併のメリット

合併によって漁業者の皆さんの必要な資金の借り入れについて、将来的にも安定的かつ継続して円滑に支援できる体制となります。

具体的には、

- ①総務、人事、資金運用等の総務事務を東京に一元的に集約し、資金の効果的な運用等を図るとともに、現在の都道府県区域の協会は支所として現所在地に残し、保証審査等の業務部門に特化します。
- ②保証率等の地域間格差の是正・引き下げにより、漁業者負担の軽減を図ります。
- ③協会の規模拡大により、補償限度額を拡大し、大規模事業への資金保証を可能とします。
- ④大災害時の代位弁済増大への対応や事務処理の迅速化を図ります。

などが合併のメリットとなります。

4 これまでの経緯と今後の予定

- ・平成26年10月 合併に係る説明（全国）
- ・平成27年1月 出資団体等への説明（三重県）
- ・平成27年2月 広域合併参加の理事会決定（三重県）
- ・平成28年4月 「全国漁業信用基金協会」に19協会の参加が決定（全国）
- ・平成28年8月3日 合併仮調印式（全国）
- ・平成28年11月中旬 合併決議のため臨時総会の開催（三重県）
※その他18協会も平成28年11月に臨時総会を開催予定（全国）
- ・平成29年4月3日 「全国漁業信用基金協会」設立
- ・平成31年4月 残った協会を対象とした吸収合併（全国）

5 その他の団体における全国合併に向けた状況

- ①漁船保険組合：自然災害や事故による漁船の損害を補填する保険
平成29年4月 全ての県域の漁船保険組合が合併
- ②漁業共済組合：自然災害や赤潮等による損失を補てん
平成18年「全国合同漁業共済組合」を設立し、現在20県域が参加（三重県は不参加）
- ③信用漁業協同組合連合会：漁業者の貯金、漁業活動への融資等を行う協同組織金融機関
平成27年度から全国3ブロックで、広域合併に向けた課題の検討を実施（兵庫県と和歌山県が平成29年4月に合併予定）

6 今後の対応

今後とも引き続き、漁業信用基金協会等の各団体が将来にわたってその機能を発揮できるよう、国や市町と連携し指導・助言を行ってまいります。

【参考】

合併参加19協会

北海道、岩手、秋田、福島、神奈川、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、岡山、広島、徳島、福岡、宮崎、沖縄

(10) 次期漁港漁場整備長期計画（案）について

1 現状（背景、課題）

国は、「水産業の競争力強化と輸出促進」「海域の生産力向上」「漁港・漁村の強靱化」「漁業地域の活性化」を主な検討の視点として、漁港漁場整備法に基づく次期漁港漁場整備長期計画（H29～H33）を平成28年度に策定することとしており、平成29年度からの5年間の漁港漁場整備事業は、この計画に基づき実施されることとなります。

こうした中、本県においては、県水産業の振興に向けて、さらなる品質向上と将来的な輸出を見据えた高度衛生管理の推進や、南海トラフ地震に備えた耐震化・津波対策などを進める必要があると考えており、重点的かつ効果的に実施するため、地域の拠点となる漁港を選定していくこととしています。

2 水産物流通圏域と拠点漁港の設定について

県内沿岸域を水産物の生産・流通に一体性を有する範囲でまとめた「水産物流通圏域」と、その圏域内において水産物の集約を図る中心的な役割を果たす「流通拠点漁港」、漁業生産の中核を担う「生産拠点漁港」を、それぞれ下表のとおり設定します。

圏域名	流通拠点漁港	生産拠点漁港
伊勢湾北部漁業圏域	白子港	—
伊勢湾南部漁業圏域	白塚漁港	香良洲漁港
鳥羽漁業圏域	答志漁港	舟越漁港、神島漁港、菅島漁港
志摩漁業圏域	安乗漁港	波切漁港、和具漁港
熊野灘北部漁業圏域	奈屋浦漁港	錦漁港
熊野灘南部漁業圏域	遊木漁港	三木浦漁港

なお、これらの考え方について、6月に関係漁協、三重漁連、三重信漁連及び関係市町と協議し、認識を共有したところです。

3 今後の取組

「拠点漁港」においては、安全で生産性の高い水産業と安心して快適な漁村づくりに向けて、「耐震岸壁」「耐津波防波堤」等の整備に取り組むとともに、「流通拠点漁港」において生産から流通に至る一貫した衛生管理対策を促進します。

また、「拠点漁港」以外の漁港においては、老朽化対策にかかる保全工事などを各管理者が適切に実施し、施設の長寿命化を図るための機能保全に取り組みます。

なお、次期漁港漁場整備長期計画については、平成29年3月に国において閣議決定される予定です。

(11) 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成28年6月3日～平成28年9月14日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 鳥獣部会
2 開催年月日	平成28年7月4日(月)
3 委員	【部会長】三重県農業会議運営委員・監事 野呂政夫 他5名
4 諮問事項	1 第11次鳥獣保護管理事業計画の変更について 2 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)の変更について
5 調査審議結果	第11次鳥獣保護管理事業計画の変更及び第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)の変更について、審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	平成28年7月15日(金)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 松村直人 他7名
4 諮問事項	平成27年度みえ森と緑の県民税基金事業の実施結果について
5 調査審議結果	平成27年度みえ森と緑の県民税基金事業の実施結果について報告し、意見等をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地方卸売市場運営協議会
2 開催年月日	平成28年7月15日(金)
3 委員	【会長】三重大学 准教授 中島 亨 他10名
4 諮問事項	指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成27年度分)について
5 調査審議結果	三重県地方卸売市場の指定管理者であるみえ中央市場マネジメント株式会社 の管理状況(平成27年度分)に対する県の評価案について、審議・意見 をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県卸売市場審議会
2 開催年月日	平成28年7月20日（水）
3 委員	【会長】東京農業大学 准教授 内山智裕 他6名出席
4 諮問事項	三重県卸売市場整備計画〔第10次〕の策定について
5 調査審議結果	三重県における卸売市場の整備を図ることを目的に、県内の卸売市場の適正な配置等を定めた三重県卸売市場整備計画〔第10次〕の策定について、審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県食の安全・安心確保のための検討会議
2 開催年月日	平成28年8月4日（木）
3 委員	【会長】三重大学教育学部 教授 磯部由香 他8名
4 諮問事項	1 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（平成27年度版）（案）について 2 平成28年度食の安全・安心確保に関する事業について
5 調査審議結果	1 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（平成27年度版）（案）について、審議・意見等をいただきました。 2 平成28年度食の安全・安心確保に関する事業について、意見等をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	平成28年8月10日(水)
3 委員	【会長】三重大学 教授 石川知明 他12名
4 諮問事項	1 三重の森林づくり基本計画の実施状況(平成27年度版)について 2 三重の森林づくり基本計画の改定について 3 地域森林計画の樹立変更について 4 森林保全部会の審議状況について 他
5 調査審議結果	1 三重の森林づくり基本計画の実施状況(平成27年度版)について報告し、意見等をいただきました。 2 三重の森林づくり基本計画の改定について報告し、意見等をいただきました。 3 地域森林計画の樹立変更について報告し、意見等をいただきました。 4 森林保全部会の審議状況について報告し、意見等をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	平成28年8月23日(火)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 松村直人 他8名
4 諮問事項	1 平成27年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価結果について 2 平成28年度みえ森と緑の県民税基金事業の計画について
5 調査審議結果	1 平成27年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価結果について報告し、「評価委員会による総合評価」について議論していただき、知事への答申がとりまとめられました。 2 平成28年度みえ森と緑の県民税基金事業の計画について報告しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会
2 開催年月日	平成28年9月12日(月)
3 委員	【会長】三重大学 教授 大野 研 他12名
4 諮問事項	1 会長、副会長の選任について 2 部会に属する委員の指名について 3 部会の開催状況について
5 調査審議結果	1 会長、副会長が選任されました。 2 各部会の所属委員が決定しました。 3 前年度の審議会及び部会の開催概要について報告しました。
6 備考	